スタートアップを活用したナフサ代替素材等の社会実装促進事業
募集要項

本募集要項ではナフサ等石油由来製品・素材の代替に資する技術・製品・サービス等を有するスタートアップの募集にあたり、事業内容や応募方法、審査方法等について記載します。

■事業内容

東京都は、中東情勢の影響等によるナフサ等の石油由来原材料の調達難や価格変動リスク等に対応するため、石油のみに依存しない代替素材等の社会実装を促進する取組として、「スタートアップを活用したナフサ代替素材等の社会実装促進事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

本事業では、ナフサ等石油由来製品・素材の代替又は使用量削減に資する革新的な技術・製品・サービス等を有するスタートアップを募集し、企業等への導入に向けたコンセプト検証を支援します。採択されたスタートアップに対しては、検証に要する経費のサポート、検証先・連携先の探索支援や連携に向けた支援、成果発信の機会提供等を通じて、ナフサ代替素材等の利活用促進及び社会実装を後押しします。

■対象者・規模

応募対象者は、ナフサ等石油由来製品・素材の代替又は使用量削減に資する製品・技術・サービス等を有し、企業等への導入や社会実装を志向するスタートアップとします。

今回の募集では、書類審査及びプレゼンテーション審査を経て、原則として 5 件の採択を予定しています。

■募集期間

令和 8 年 9 月 30 日（水）～令和 8 年 11 月 2 日（月）17:00〆切

■応募方法

エントリーフォーム（下記の事業 HP 内*）から、応募資料のフォーマットをダウンロードし、必要事項を入力のうえ、アップロードしてください。

https://naphtha-startups.metro.tokyo.lg.jp

■説明会の開催

開催日程：第 1 回　令和 8 年 10 月　7 日（水）　14:00-15:00
　　第 2 回　令和 8 年 10 月 21 日（水）　14:00-15:00

開催方法：オンライン開催（Teams）

説明内容：事業の概要、申込方法等

申込方法：ご希望の参加日程および当日の参加者（所属・氏名等）を以下よりご連絡ください
（スタートアップを活用したナフサ代替素材等の社会実装促進事業　募集説明会）

申込期限：開催日 13 時 00 分まで
※内容は両回とも同じになります。

■問合せ先

スタートアップを活用したナフサ代替素材等の社会実装促進事業　運営事務局（合同会社デロイト トーマツ）

電話：03-6860-2661（受付時間：平日 10:00-17:00）

メールアドレス： su_naphtha_tokyometgov@tohmatsu.co.jp

＊事業実施内容の詳細等については「募集要項別紙」をご参照ください。

1. 事業目的

日本は、石油関連製品の多くを海外からの輸入に頼っており、国際情勢の変化等を背景として、石油由来原材料の調達難や価格変動リスクが高まりつつあります。特に、ナフサは化学品、樹脂、素材、日用品、包装材、部材等の幅広い製品の原料として利用されており、企業活動や都民生活にも大きく関わっています。

こうした状況下、サプライチェーンの強靭化、価格変動リスクへの対応、環境負荷低減等の観点から、企業等においては、ナフサ等石油由来製品・素材への依存を低減し、非石油由来素材、再生素材、代替素材等の利活用を進めていくことが重要です。

この点、新たな技術、素材・製品等を有するスタートアップ（以下「SU」という。）との連携により企業の経営課題に対応していくことが有効と考えられますが、一方で、SU の素材等が実際の事業活動に導入されるためには、性能、品質、コスト、供給体制、既存工程との適合性、安全性等について検証を行い、企業の求める水準に応えていくことが重要です。

本事業では、ナフサ等石油由来製品・素材の代替又は使用量削減に資する技術、製品・サービス等を有する SU に対し、企業等への導入などの社会実装に向けた実証・検証を支援します。

これにより、SU の成長を促進するとともに、企業等におけるナフサ代替素材等の利活用を促進し、石油のみに依存しない産業構造の実現に寄与することを目的とします。

2. 事業内容

本事業で採択された SU は、運営事務局の支援のもと、自らの成長に資する仮説検証や社会実装の実現等に向けたコンセプト検証を実施します。実施スキームは以下の通りです。

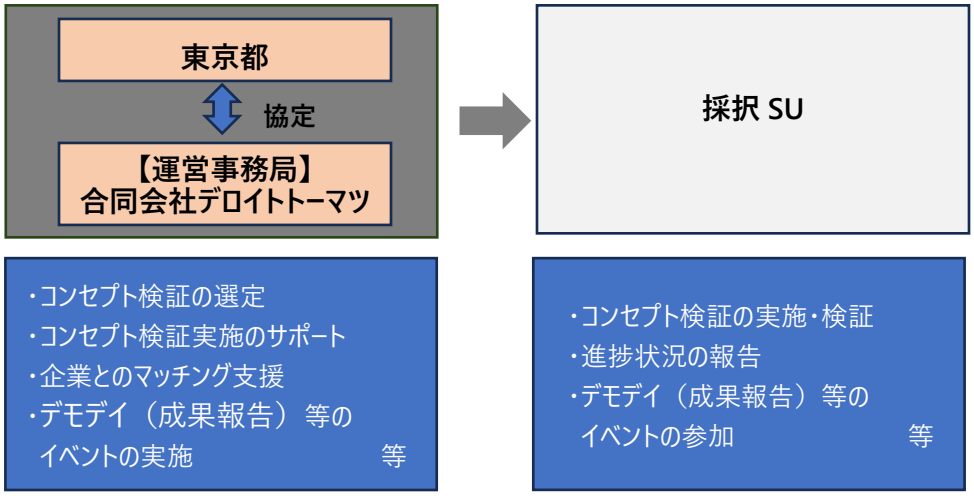

3. 募集する検証内容

本事業では、以下①～④のとおり、ナフサ等石油由来製品・素材の代替又は使用量削減に資する技術、製品・サービス等について、企業等への導入や社会実装に向けた実証・検証を行う取組を募集します。

ただし、4 つのテーマに明確に該当しない場合であっても、ナフサ等石油由来製品・素材の代替又は使用量削減に資することが合理的に説明でき、社会実装に向けたコンセプト検証として有効であると認められる取組については、応募対象となる場合があります。

応募にあたっては、既に一定程度具体化された技術、製品・サービス等を有しており、企業等への導入に向けて検証すべき内容、検証方法、想定される導入先、実装に向けた課題等が整理されていることが必要です。

なお、本事業は、応募事業に係る社会実装や企業等への導入を後押しすることを目的としており、単なる研究開発、基礎技術開発又は製品開発のみを目的とする応募については、評価が劣後する場合があります。

① **「石油製品、基礎化学品又は中間材料」の代替を行う取組（エネルギー源の代替は除く）**

ナフサ等から製造される炭素原料、基礎化学品、モノマー、化学中間体、添加剤、機能性原料等を、非石油由来又は循環由来の原料・材料へ代替する取組を対象とします。例えば、バイオマス、廃棄物由来炭素、CO_2、再生油、微生物、藻類等を活用して、化学品や素材の原料となる物質を製造する取組が該当します。また、使用済みプラスチック等を分解し、再び化学品や樹脂の原料として利用可能なモノマー・中間材料へ再生する取組も含みます。

- 想定される取組例
  - CO_2や一酸化炭素を微生物で発酵し、化学品・樹脂原料を製造する
  - 紙・パルプ残渣や木質バイオマスから、化学品原料となるバイオエタノールや糖液を製造する
  - 植物や食品残渣から、石油由来ワックス、溶剤、香料原料、添加剤等の代替原料を製造する
  - 廃プラスチックを化学的又は生物学的に分解し、モノマーや化学中間体として再利用する

② **「製品及び部材の代替」を行う取組**

ナフサ等から製造されるプラスチック、繊維、ゴム、フィルム、包装材、建材、部品、成形品等を、非石油由来又は循環由来の素材・部材・製品へ代替する取組を対象とします。例えば、バイオマス由来素材、生分解性素材、天然素材、無機素材、再生樹脂、廃棄物由来素材等を活用し、既存の石油由来製品・部材が担う機能の全部又は一部を代替する取組が該当します。

- 想定される取組例
  - 再生樹脂を用いた包装材を製造する
  - 海藻・植物由来バイオプラスチック製品を製造する
  - 再生炭素繊維を用いた工業材料を製造する
  - 複合プラスチック廃材を板材、建材、家具、什器等へ再生する

③ **間接的にナフサ等の使用量削減につながる取組**

ナフサ等の使用量削減につながるサービス、仕組み、設計、運用方法等を開発・提供する取組を対象とします。リユース、リペア、詰め替え、長寿命化、設計変更、シェアリング、デジタル代替等により、結果的に使用量が抑制されることにより、資源循環やサプライチェーンの強靭化に資する取組が該当します。

- 想定される取組例
  - 産業機器のリユース・シェアリングサービスを提供する
  - リフィル容器サービスにより樹脂使用量を削減する
  - 製品長寿命化の保全サービスを提供する
  - デジタル化による資材・部品使用量を削減する

④ **「石油由来のエネルギー源」の代替を行う取組**

工場・プラント等の稼働に用いる石油由来の燃料等エネルギー源を、再生可能エネルギー、水素、アンモニア、バイオ燃料、廃棄物由来燃料等に代替する取組を対象とします。例えば、製造工程で使用する重油・灯油・軽油等の化石燃料を、バイオ燃料や再生可能エネルギーへ転換する取組や、工程の電化・低温化・省エネルギー化する取組が該当します。

- 想定される取組例
  - 木質残材や農業残渣から製造したバイオ燃料を、重油・石炭等の代替熱源として提供する
  - 廃食油から SAF、バイオディーゼル又は再生燃料を製造する
  - 再生可能エネルギー由来のグリーン水素を製造する
  - 製造設備の熱源・動力源向けに、廃棄物由来の合成ガスやバイオガスを製造する

4. 応募資格（募集対象）

応募者は、以下の要件をすべて満たすものとします。
なお、代表企業を SU とする複数企業の共同による応募についても可としますが、応募に含まれる企業についても同様の応募資格を満たすものとします（(1)(3)の創業後年数の要件は除く。）。
また、本事業で採択された SU 等と連携する企業については（9）を満たすものとしてください。

（1） ナフサ等石油由来製品・素材の代替又は使用量削減に資する技術・製品・サービス等を有するスタートアップ等であること

（2） 応募時点において、日本国内に登記された法人であること。なお、応募期間中に法人設立を完了する場合は、応募締切日時点までに法人登記が完了していること

（3） 募集開始時点で、創業後おおむね 10 年未満、又は第二創業後 10 年未満であること。なお、創業後の年数は、原則として法人設立日を起算日として判断する。

（4） 東京都内において事業展開を行っている、又は行おうとしていること

（5） コンセプト検証の実施能力を有する事業者であり、検証活動を主導し、企業等への導入等に向けて最後までコンセプト検証に関する取組を完遂する意思があること

（6） プレゼン審査やデモデイ、マッチングイベント等、本事業で開催し、要請する参加必須のプログラムに出席できること

（7） 本事業の広報・PR のため、支援期間終了後も可能な範囲でご協力いただくこと

（8） コンセプト検証を実施する事業について、同一年度内に都や国、他自治体からの委託・助成を受けていないこと

（9） 次の①～④の全てを満たすこと

① 法令等や公的機関等との契約における違反や税金の滞納がないこと

② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人・団体等でないこと。政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする組織体でないこと

③ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がないこと

④ その他、事務局が本プログラムを提供するにふさわしくないと判断する業務等を有さないこと

5. プログラム概要（期間・内容・支援規模等）

審査を経て 5 社の採択を予定しております。事業概要は、以下のとおりです。

＜全体スケジュール＞



期間（予定）	実施内容
令和 8 年 9 月 30 日～11 月 2 日	募集
令和 8 年 11 月 2 日～	要件審査・書類審査
令和 8 年 11 月中旬～下旬	プレゼン審査
令和 8 年 11 月下旬～12 月上旬	採択通知
令和 8 年 12 月～令和 9 年 1 月（予定）	マッチングイベント（採択 SU によるピッチ機会）
令和 9 年 1 月～令和 9 年 9 月末	コンセプト検証実施・完了 検証成果取りまとめ・報告*
令和 9 年 10 月末頃	費用精算
令和 9 年 10 月頃	デモデイ（成果報告）
～令和 10 年 3 月末	マッチング支援

※コンセプト検証の実施・完了、検証成果の取りまとめ・報告は、原則として、採択後から 9 か月以内に完了するものとしてご応募ください。

① 本事業における提供予定の支援内容

採択された SU に対して、コンセプト検証の実施及び社会実装に向け、主に以下の支援を実施します。

- ✓ コンセプト検証に関する経費面及びネットワーク面等の支援
- ✓ 社会実装に向けた企業等のマッチング支援

② 検証に要する経費サポート

- ✓ コンセプト検証にかかる費用については、審査を行ったうえで、運営事務局を通じて東京都が負担します。
- ✓ 経費サポートについては、1 社あたり 1,000 万円（税込）を上限とします。
- ✓ 車やパソコン等、本コンセプト検証以外でも使用可能な資産と見なされる費用や、収益の源泉となる費用、また、自社従業員の直接的な人件費（役員報酬を含む）の費用科目については、本事業のサポート対象外となります。
- ✓ 最終的な支払額については、コンセプト検証実施後、事務局にて実績を確認のうえ決定します。成果取りまとめをご提出いただき、採択 SU に支払いを行います。

③ コンセプト検証の実施場所

✓ コンセプト検証を実施する場所は、原則として東京都内とします。

✓ 実施場所の決定にあたり、運営事務局が SU と協力企業等とのマッチングなどのサポートを実施します。

※ 本事業は、東京都及び東京都関連機関を検証の場とすることを支援・保証するものではありません。

6. コンセプト検証に係る役割分担

実施項目	運営事務局	採択 SU
公募	• 公募	• 応募資料の作成、提出
要件審査・書類審査	• 審査実施	• プレゼン審査準備（適宜）
プレゼン審査	• プレゼン審査会の企画・運営 • 審査実施	• 企画提案書（コンセプト検証計画案）、および製品/サービスの発表
【採択後】 コンセプト検証の準備・マッチング	• コンセプト検証計画の策定サポート • コンセプト検証に必要な物品等の手配サポート • SU と検証協力企業等とのマッチングサポート • SU と検証協力企業等との調整サポート	• コンセプト検証計画の策定 • コンセプト検証に必要なプロダクト・サービスの準備 • コンセプト検証に必要な物品等の手配 • 検証協力企業等の確保、調整 • コンセプト検証に必要な安全対策等の実施
【採択後】 コンセプト検証の実施・検証	• コンセプト検証の実施および検証のサポート	• コンセプト検証の実施 • 検証に必要なデータの収集・分析 • その他の連携候補先等とのマッチング
【採択後】 デモデイ（成果報告）	• デモデイの企画・運営	• 成果報告の実施
社会実装に向けたマッチング	• 協力企業の探索、打診 • 面談機会の設定	• 企業等との協議、連絡調整

7. 応募期間・応募方法

（1）応募期間

令和 8 年 9 月 30 日（水）～令和 8 年 11 月 2 日（月） 17:00〆切

（2）応募方法

エントリーフォーム（下記の事業 HP 内*）から、応募資料の様式をダウンロードし、必要事項を入力のうえ、アップロードしてください。

事業 HP：https://naphtha-startups.metro.tokyo.lg.jp

応募資料は、提示する様式により作成してください。様式外での応募資料については、仮に評価項目に対応する記載があったとしても、評価者がそれを読み取れない場合には審査に必要な情報が不足しているものとして判断させていただきます。

なお、企画提案書は表紙を含め 20 頁以内、ファイルサイズ 20MB 以内として作成してください（参考資料を添付される場合は頁数には含みませんが審査の対象と致しかねる場合があります。）。
複数事業での応募は可能ですが、その場合には事業ごとに応募資料を提出してください。なお、採択される事業は１社あたり１事業までとさせていただきます。

■応募資料

No	資料名	記載事項
様式 1	エントリーシート	事業者名、代表者名、他の事業での採択状況等
様式 2	企画提案書	本事業にて実施予定のコンセプト検証計画の企画案
様式 3	経費算出書類	費用支援を希望する対象費目、金額等
	登記事項証明書	履歴事項全部証明書に限る。発行後 3 か月以内に法務局が発行したものの PDF データ又はスキャンデータ

※様式 1 及び様式 3 は 1 つの Excel ファイル内にシートを分けて構成しています。

8. 審査方法

（1） 審査基準

採択 SU の選定にあたっては、以下の観点により、総合的に審査します。

① 本事業の目的への合致性

- ナフサ等石油由来製品・素材の代替又は使用量削減に資する取組であるか
- 本事業を通じて、企業等への導入や社会実装の進展が期待できるか
- 将来において、都内企業等との連携や東京都における産業創出への広がりが期待できるか
- 東京都が支援する必要性や意義が認められる取組か

② 事業の独自性・革新性

- 既存の技術・製品・サービスと比較して、独自性や優位性を有する取組であるか
- 革新的な技術、ビジネスモデル又は価値提案を有し、今後の成長が期待できるか
- 重点領域における課題や、企業・産業のニーズを踏まえた取組であるか

③ 事業の成長性

- コンセプト検証の対象となる技術・製品・サービス又はビジネスモデルに将来性があるか
- 本事業で実施するコンセプト検証を踏まえた成長戦略を描けているか

④ 事業の社会性

- 事業を実現することにより、社会的インパクトを与える取組であるか
- 産業の発展に寄与する取組であるか
- 東京都の経済発展に寄与する取組であるか

⑤ コンセプト検証の有効性・実現性

- 本事業期間中に実施するコンセプト検証の方法、内容、課題が明確であるか
- コンセプト検証を実行するための体制、スケジュール、実施場所等が具体的であるか
- コンセプト検証の成果を確認するための指標や評価方法が整理されているか
- コンセプト検証の実施にあたり、法令・規制等に抵触するおそれがないか

（2） 審査の流れ

① 要件審査

✓ 「4. 応募資格（募集対象）」に合致しているか、審査を実施します。

✓ 審査の過程で、事務局から申請内容に関して追加の説明や資料の提出を求めることがあります。

② 書類審査

✓ ①「要件審査」の審査要件を満たす応募者に対して、⑴の審査基準にて書面審査を実施します。

③ プレゼン審査

✓ 書面審査を通過した応募者に対して、③プレゼン審査について案内を実施します。

✓ ②の書類審査を通過した応募者に対して、⑴の審査基準にてプレゼン審査を実施します。

※以下の場合、審査対象外とさせていただきますので、ご了承ください。

✓ 応募内容に不備がある場合

✓ 応募に際し虚偽の情報を記載した場合、そのほか運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合

（3） 採択通知

令和 8 年 11 月下旬～12 月上旬を目途に、応募者に通知します。

なお、審査過程については非公表とし、審査結果についての異議申立ては受け付けません。

9. 審査、デモデイ等の実施場所

原則として、オフライン（運営事務局が指定する東京都内の会場）での実施、オンライン（ウェブ会議ツールを使用）での実施によるハイブリッド開催を予定しています。詳細は別途ご案内します。
なお、採択後には、企業等とのマッチングイベントや成果発信の機会を設ける予定です。採択 SU は、原則としてオフラインにてこれらのイベントに参加いただきます。

10. 留意事項

（1） 応募に際して

応募者は、応募時にご提供いただく個人情報等については以下について承諾ないし同意したものとします。

① ご提出頂いた個人情報は当該審査の目的以外には使用いたしません。ただし、採択後に、東京都または事務局において連携候補先を探索する過程において、応募者の同意のもと、連携候補先に示す場合があること

② 応募様式の提出をもって、ご提供いただいた個人情報が上記の利用目的の範囲内で、審査員（外部有識者含む）に提供されること

③ プロジェクト内容などについて、ノウハウや営業上の秘密事項、特許事項などについては、法的保護を行うなど応募者の責任で対応することとし、本事業での法的保護は行わないこと

（2） 支援決定後

採択 SU は、以下の事項について、責務を負うことを了承するものとします。

① 事務局の求めに応じて、進捗状況や課題等についての定期的な情報共有・協議の場を設けること

② 事務局が行う本事業のイベント・WEB サイト等での情報発信や各種調査等に協力すること

③ コンセプト検証の実施は、関係法令等を遵守し、採択 SU の責任で実施することとし、法的な確認等が取れない場合、支援の取消し、中止となる場合があること

④ コンセプト検証の実施に際して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、採択 SU がその費用を負担すること

⑤ 各種面談、デモデイに際しての、交通費や通信費等は自己負担となること

⑥ 本事業では広報を目的として、コンセプト検証やデモデイ等の実施状況を撮影する場合があること（撮影及び映像の使用にあたっては、採択 SU の同意を得ることとします）

⑦ 正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、支援の全部又は一部を取消し、支払った費用支援の全部又は一部に相当する額を返還すること

- ✓ 申請内容に虚偽があったとき
- ✓ コンセプト検証を実施せず、又は実施する意思が認められないとき
- ✓ コンセプト検証を中止したとき又は完了する見込みがないと認められるとき
- ✓ 費用を本事業の目的以外に使用したとき

11. 問い合わせ先

スタートアップを活用したナフサ代替素材等の社会実装促進事業　運営事務局（合同会社デロイト トーマツ）

電話：03-6860-2661（受付時間：平日 10:00-17:00）

メールアドレス：su_naphtha_tokyometgov@tohmatsu.co.jp